

令和元年度 第3回東京都北区住宅対策審議会小委員会 議事録

日時 令和2年1月24日（金） 午後7時
場所 北とびあ9階 902会議室

I. 出席委員（8名）

委員			
（敬称略、順不同、遅参含）			
手嶋 尚人	小林 勇	亀井 忠彦	豊崎 満
吉田 勝彦	尾崎 修二	中嶋 稔	峯崎 優二

II. 欠席委員（1名）

早川 雅子

III. 傍聴者（0名）

IV. 公開・非公開の別 公開

V. 議事録

1 開会

<事務局>

それでは定刻となりました。ただ今から令和元年度第3回東京都北区住宅対策審議会小委員会を開催させていただきます。委員の皆様におきましては、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。議事進行につきましては、委員長どうぞよろしくお願いいたします。

<委員長>

ついに大詰めです。今日パブリックコメント結果を受けて議論させていただいて、2月7日の審議会がまとめとなりますので、もう一度見直していただき、つけ加えるところ、訂正するところの最終的な確認をさせていただければと思います。出席の人数、確認を事務局からお願いいたします。

<事務局>

それでは、出席委員数についてご報告します。本日は、早川委員から欠席のご連絡をいただいています。小委員会委員9名のうち、8名の委員に出席いただきました。半数以上のご出席をいただきましたので、本日の委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、本日の小委員会の資料を確認させていただきます。

- ・令和元年度第3回東京都北区住宅対策審議会小委員会 次第
- ・資料1 北区住宅マスタープラン2020（案）

- ・資料2 北区住宅マスタープラン2020（案）に関するパブリックコメント実施結果報告
- ・参考資料1 令和元年度第2回各会議等のご意見と対応
- ・参考資料2 北区住宅マスタープラン改定 令和元年度スケジュール
- ・補足 パブリックコメント 制度の概要

以上です。

<委員長>

本日の傍聴人は、いらっしゃいますか。

≪傍聴人なし≫

では、議題の「北区住宅マスタープラン」について説明のほどよろしくお願ひいたします。

2 議題 北区住宅マスタープラン2020（案）について

<事務局>

それでは、これまでの経過について、説明いたします。

参考資料1をご覧ください。前回の第2回小委員会、第2、3回審議会でもいただいたご意見、その対応についてまとめたものです。その中からいくつか紹介させていただきます。

【参考資料1 令和元年度第2回各会議等のご意見と対応】

＝第2回小委員会（元. 8. 28）＝

- No.1 全体 記述内容 No.2 P2、3 第1章 2. 計画の位置づけ 構成

現在改定中の北区都市計画マスタープランと、内容があまり変わらないのではないかと。住宅マスタープランは、もう少し具体的な内容を示してもいいのではないかと。区の特性を生かしたものになるとよいのでは。計画がどう位置付けられているのか、計画策定後どういう流れで進んで行くのか、説明を加えると分かりやすくなるのではないかと。

⇒【第1章 2. 計画の位置づけ】においては、上位計画や関連計画との関係性を示し、【第1章 3. 計画の役割】にまとめています。また、役割の下方に「北区の最重要課題」、「3つの優先課題」と「北区住宅マスタープランの関係」を図としてわかりやすく表現しています。

- No.3 P46 第4章 基本目標1 ◆低炭素社会に向けた取組み

言葉として古いのではないかと。幅広い地球環境に対する取組みとして捉えられる表現がよい。エネルギー問題だけでなく、持続的な社会への取組みが示されるとよい。

⇒【持続可能な社会実現に向けた取組み】に修正しました。

- No.9、10 P86、87 第6章 2. 計画の推進 （3）新たな社会動向への対応

こういった位置づけで記載しているのか。また、もう少し具体的に何を取組むのかも記述するとよいのではないかと。民泊に関する記述がされているが、民泊は住宅分野として検討するものなのか。民泊は管理等の課題が多く、規制等の対応も検討が必要になってくる。

⇒今後の住宅・住環境づくりの展望について記述しています。民泊の表記については、「必要性を含めて必要最低限のことをする」と前回で回答し、今回P86に記述いたしました。

➤ No.11 P89 第6章 2. 計画の推進 (2) 連携体制

事業者との連携をより進めたいと、区の事業のPR等も進めてほしい。

⇒P89～P90で、「計画を実現していくためには、区民、関係団体、事業者、行政等が協働して、各々の役割を果たしていくことが重要であることから、より良い住宅・住環境づくりのための連携を進めていくとともに、区の事業についてPR等も積極的に行っていく。」とまとめました。

＝第2回審議会(元.10.10)でいただいたご意見とその対応＝

➤ No.5 P2 第1章 1. 計画策定の背景と目的 (1) 北区の住宅・住環境ニーズの変化

人口変化の記述が不十分ではないか。

⇒記述について精査いたしました。

➤ No.6 P17 第2章 1. 住まい・住環境の現状 ④住宅の所有関係別の状況

【■23 区別の単身高齢者のうち民営借家に住む割合】のデータがあるが、民営借家だけに着目して示している理由は。このデータに公営借家も示すと分かりやすいのではないか。

⇒この説明文の構成を変更し、高齢者についての記述をまとめました。

➤ No.9 P33 第2章 2. 住まい・住環境を取り巻く課題 (4) 住宅確保要配慮者への支援

「住宅確保のサポートが求められます。」「住宅困窮度が高い世帯の居住安定をより一層図っていく必要があります。」といった語尾の表現について、第三者からの目線のように感じるため、「把握していきます。」「図っていきます。」などとしたほうがよいのではないか。

⇒お示しのとおり文章を少し整理するとともに箇条書きに構成を変えました。

➤ No.11 P53 第4章 基本目標4 誰もが安心して居住できる住環境づくり 福祉等との連携による居住支援体制の整備

本文3行目「～支援について検討を進めます。」といった表現やP54【外国人との暮らしやすい環境づくり】に「～サポートに関する検討を行う～」などの表現があるが、具体性に乏しい感じがするため住宅マスタープランの10年間の目標の記述として適切なものか。

⇒住宅マスタープランの具体的な取組みにつきましては、住宅マスタープランの方針に基づいて、基本計画の中で予算の裏付けを行いながら、施策化していきたいと思っております。

➤ No.13 P54 第4章 基本目標4 誰もが安心して居住できる住環境づくり 障害者世帯の居住継続の支援

障害者の親子の高齢化により、障害のある方が親の介護をしているというケースがみられる。そのような状況に対し、どのように生活を続けられるようにするかを考える必要がある。P54【◆障害者世帯の安定した住環境の整備】に「障害者が自立した生活や～」とあるが、一人で暮らしていけない障害者が親と同居できる形等の施設整備も必要になってくる。

⇒障害者世帯の居住継続の支援で、「高齢者や障害者一人ひとりが安心して地域の一員として暮らすことができる、生活の場の確保のため施設整備を推進します。」としました。

- No.18 P89 第6章 2. 計画の推進 (2) 連携体制
庁内部局の連携協力についても示してよいのではないか。
⇒【③庁内の関係部局との連携】を追加いたしました。
- No.19 P86~P87 第6章 2. 計画の推進
いくつか個別のお話があった、多文化、福祉、災害等への対応について【(4) 新たな社会動向への対応】を一段階項目に格上げし【3. ~】としもう少し整理して記載する方法もあるのでは。
⇒構成を変えました。

＝第3回審議会(元.11.12)でいただいたご意見とその対応＝

- No.6 P46 第4章 基本目標1 まちづくりと一体となった良質な住宅の供給 ◆大規模住宅団地の建替え・団地再生
「都市再生機構赤羽台団地や都営桐ヶ丘団地などの大規模住宅団地の建替えにあたっては～」とあるが、従前居住者用の建替えについて、赤羽台団地では完了、桐ヶ丘団地でもほぼ完了していることから、今後10年間の見通しを示す住宅マスタープランとしては分かりづらいのではないか。
⇒「多様な世代が快適に暮らせるよう、従前の居住者に配慮するとともに、新たな居住者にとっても魅力ある良質な住宅を供給していくよう関係機関に求めていきます。」とした。
- No.7 P61 第5章 基本目標1 大規模団地の建替え
ここに記述のあるスターハウスが、文化審議会において、有形文化財に登録すべきとの答申を受けていることから、有形文化財に登録されることが分かるようにすべきではないか。
⇒12月5日に告示され、登録は済んでおります。ただ、この意見をいただいた段階から記述を変えております。「未活用の土地については、良質な住居の整備が計画されているほか、スターハウスなどの歴史的建築物が保存活用され、新たな地域の魅力創造が図られる予定です。」と変えさせていただいております。最終的な意見を確認させていただきますが、このような形で進めさせていただけたらと思います。
- No.8 P89 第6章 3. 計画の推進 (2) 連携体制 ①区民・関係団体との連携
「区民や町会・自治会、コミュニティ、NPO等によって～」とある部分について、地域コミュニティや区との繋がりも深い、商店街も追加することはできるか。
⇒商店街を追加いたしました。
- No.11 P86 第6章 1. 新たな社会動向への対応
一般的には馴染みのない語句、重要な語句(例:シェアハウス、ハザードマップ等)について、用語解説をより充実させたほうがよい。
⇒P240以降の【用語の解説】を充実させて対応いたしました。

これまでの小委員会、審議会におけますご意見・その対応については以上となります。

<委員長>

引き続きお願いします。

<事務局>

続きまして、パブリックコメントの実施結果の報告について説明させていただきます。

【資料 2 北区住宅マスタープラン 2020（案）に関するパブリックコメント実施結果報告】

- ・ 応募期間：令和元年 12 月 2 日（月）～令和 2 年 1 月 7 日（火）
- ・ 意見提出者：8 名
- ・ 意見総数：47 件

この中からパブリックコメントの意見の要旨と区の考え方について説明申し上げます。

➤ P2（1）第 1 章 計画の策定にあたって

行政側が建設・建築業者への優遇をしすぎる面があるのではないかと危惧している。行政は区の経済的発展に重きをおきすぎて、住民の生活環境に配慮が足りない面があると感じる。

⇒北区住宅マスタープランは、「住宅・住環境に関する施策」を検討・推進していくための方向性を示す指針であり、引き続き関係法令や北区の条例、まちづくりに関する要綱等に基づきまして適切に対応してまいります。と対応いたします。

➤ P2（2）第 2 章 住まい・住環境の現状と課題

①「北区の住宅地としてのイメージ」のグラフにおいて、ポイントの小さい項目の改善が北区の魅力の向上につながると思う。

⇒区外居住者の北区に対するイメージ形成については、課題であるととらえており、北区の住環境の向上を図るとともに、北区の魅力を継続的に発信し、知名度やイメージの向上に努めてまいります。

②アンケートのやり直しを。

⇒目的に即した情報収集が図られていると思います。

➤ P3（3）第 4 章 住宅施策の方針 基本目標 1 安全・安心で良質な住まいの確保 長く住み続けられる住宅の供給

住宅のリフォームやリノベーション、建替え等への柔軟性・容易さが重要であり、木造住宅の耐火化や既存住宅の ZEH 化を進めるための情報提供や支援が必要である。空き家対策としてリノベーション等も取入れるべきだ。

⇒情報収集や情報提供等、総合的な取組みが重要であると考えております。引き続き安全・安心で良質な住まいの確保に向け、様々な角度からの検討と工夫に努めてまいります。

➤ 基本目標 1 安全・安心で良質な住まいの確保 安全・安心な地域づくり

水害に強い住宅供給や住宅の水害対応に関する施策が記載されていない、浸水しても住み続けられる対策や浸水後の再建を容易にする対策などについて要点を記述すべきである。

⇒水害に対応する住宅供給や具体的な仕様については、今後の研究課題とさせていただきます

す。また、災害対応の全体像をとらえた形に文章を整理いたします。

➤ P1 ●パブリックコメントによる内容の修正箇所

P45 の案にお示しのものから「首都直下型地震等や荒川の氾濫等の大規模災害に備え、都市基盤の整備をはじめ、都市の防災機能の向上を一刻も早く実現させるため、災害に強いまちづくりを一層推進し、国・東京都と連携を図りながら事業を展開する必要があります。」といたします。

➤ 基本目標 1 安全・安心で良質な住まいの確保 まちづくりと一体となった良質な住宅の供給

①土地の高度利用を図る市街地再開発事業は、適用を誤ると「魅力ある住環境」の逆の結果を招きかねない。周辺環境への影響低減と周辺の従前居住者との合意を大前提とすべきである。

②まちづくり等

- ・赤羽駅前の市街地開発、十条駅前の市街地開発等では、十分議論を出し尽くすまで建築承認許可をおろさず、時間をかけてほしい。
- ・高齢者にとって住環境の変化は影響が大きいため、住み替えが必要な再開発計画ではなく住みながらできるまちづくりが必要だ。
- ・密集地での老朽住宅建替における 3 項道路指定を積極的に行うべきだ。
- ・海外の調査で、交通量の多い道路の近くで生活している住民の認知症の発症率が一般より高いと報告されており、居住の注意喚起をする必要がある。

⇒地区内に憩いや交流の場となるまとまった有効空地やみどり等を確保し、防災まちづくりをはじめ、まちのにぎわいの創出や魅力の向上につながるものと考えております。関連法令に基づき促進してまいります。

➤ 基本目標 1 安全・安心で良質な住まいの確保 みどり豊かで地球環境に貢献するやすらぎの住まいづくり

高層集合住宅では、風害や日照障害、発生交通などの問題について、十分な調査・予測を行い、対策を講じることが必要である。また、周辺の居住者も安心して居住できるよう、住環境の問題については十分な説明と合意形成が重要である。地球環境に貢献する住まいづくりには、建設時の環境影響に対する配慮が必須である。

⇒環境アセスメントをはじめ関係法令に基づき適切に処理されているものと考えます。

➤ 基本目標 3 高齢になっても暮らし続けられる住環境づくり 高齢者世帯の生活の場の確保

①国や都の計画でもヒートショックに関する記載がある。ヒートショック対策を含めた良好な温熱環境整備に向けたバリアフリー化に対しても検討をお願いしたい。

⇒今後の高齢化社会に向けて、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、引き続き、住宅のバリアフリー化の促進に努めてまいります。

➤ 基本目標 4 誰もが安心して居住できる住環境づくり 公営住宅の供給・維持管理

●公営住宅等について

- ・家族世帯が入居出来るように都・国に要請してほしい。
- ・都営住宅では親子で入居し名義人の親が死去した時点で子どもが60才過ぎていなければ承

継出来ない。この問題を解消するように東京都に要請してほしい。

・住宅の玄関ノブを押さなければ開けることが出来ないため、認知症や障害などで力が弱い人には、ドアを開けにくい原因にもなると思うので、検討が必要だと思う。

⇒ソーシャルミックスに向けた方策の検討を行うとともに、エレベーター等の共用施設や設備については今後の参考とさせていただきます。

➤ 基本目標 4 誰もが安心して居住できる住環境づくり 外国人との暮らしやすい環境づくり
住宅取得支援を促進すべきである。ゴミ出しルールなど日本の生活のしきたりを勉強する機会の提供が必要である。

⇒外国人とともに地域の暮らしやすい環境を整えるため、北区住宅マスタープランと北区多文化共生指針の連携を図り、様々な角度からの検討と工夫に努めてまいります。

➤ 基本目標 5 北区の活力を高める魅力ある住環境づくり まちがいきいきとする住環境の維持向上

①コンパクトシティについてや高齢者の運転問題やバリアフリーとの連携も視野に入れた、公共交通と住宅の一体的計画供給について打ち出してほしい。

⇒今後とも北区都市計画マスタープランや北区バリアフリー基本構想等、他の計画との整合を図りながら、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりに努めてまいります。

②これらの ICT を活用した情報提供を積極的に行えるような支援を施策としていただきたい。

⇒今後も ICT 等を活用した情報共有・発信等により北区の活力を高める住環境づくりに努めてまいります。

➤ P6 第5章 重点的な取組み 基本目標 1 安全・安心で良質な住まいの確保 民間住宅の耐震性・安全性の確保

●共同住宅等

・タワーマンション等の高層建築物は、高炭素で地球温暖化につながることや強風による影響や高層マンションシンドローム等各種の症状が生じることなど問題が多い。高層建築物は良質な住宅といえない。

・最近のマンションは他の住戸を訪問するのに遠回りする必要があり、特に高齢者の孤立が生じやすい。

・大型共同住宅には、国交省が定めた「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」に従う様条例等を定めるべき。

・集合住宅の修繕積立金は、国交省の推奨する基準金額を踏まえて妥当かどうか、長期修繕計画も含め重要である。

⇒今後とも国や東京都、他自治体の動向に注視するとともに、情報収集・調査研究に努めてまいります。

➤ P6 (5) その他

公的住宅敷地内で歩きタバコやポイ捨てをする者が多く、また適切な清掃がなされていないた

め吸殻が長期間放置されている事例が散見される。東京都に対して状況の改善を訴えても、適切な対応がなく、URが管理する住宅については、区や都に対して実質的な対応を求めることができない。この課題について第2章に盛り込むとともにその改善が「誰もが、安心して、いきいきと暮らし続けられる、ゆたかな住生活の実現」のために不可欠であることを盛り込むべきである。

⇒広報チラシ等により普及啓発に努めており、また居住者の共有となる通路や広場等の敷地内の清掃については、各団地の自治会の協力を得ながら実施しているというところです。なお、いただいたご意見につきましては、東京都、東京都住宅供給公社及びUR都市機構へ情報提供させていただきます。

パブリックコメントに対するご意見と考え方は、以上となります。

もう1点、パブリックコメントの補足の資料をご覧ください。

区が策定する施策は、決まる前に、案の段階から広く区民の皆様の意見を募集いたしまして、寄せられました意見に考慮し、最終的な案の決定を行うとともに、寄せられた意見に対しまして、区の考え方を公表する制度です。この制度で施策などの立案から最終的な決定に至る過程が公開されることになり、区政の透明度の向上と区民の区政への参画機会の拡充が図られることとなります。

雑駁ではございますが、説明については以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

<委員長>

ありがとうございました。住宅マスタープランをどのようにしてきたかという話と、住宅マスタープランを公開した中でパブリックコメントとしていただいているものと、それに対する対応についてお話を伺ったわけですが、なにかご意見ご質問ありますでしょうか。

<委員>

外国人の暮らしやすい環境づくりとあるのですが、外国人が過ごしやすいというのは当然で、最近中国資本が入ってきて、彼らは何を狙っているかという民泊制度を狙っている。要するに共同住宅用地を買う、建物が使えるならリフォームをして使う民泊というのを目指している。民泊を日本人で実施している方たちは、ある程度シビアに考え、条例などを守るように努力している。

しかし、彼らは自分の国の人間を民泊の対象としている。今後トラブルが起きるのではないかと思う。今まで、自分で賃貸をしている中で、外国人の生活スタイルは全く異なっており、我々では考えられないようなことを平気でやる。退去した後は、部屋はガタガタで、そういうような住まいをする方たちもいる中、近隣トラブルになりかねない。

外国人に対する我々の姿勢もよいのですが、彼らに対しても規制が行き届くような取組みを考えておいてもよいのではないかと。日本の不動産業者に管理を頼むことは無いと思うので、管理は自分たちで行う。その点が心配で、要らないのかもしれないが自分の意見として発言しております。トラブルが多くなることを懸念しております。

<事務局>

この案で申し上げますと、P54の【◆外国人との円滑なコミュニケーションの促進】で、多言語化や

優しい日本語を使うことによって、外国人との文化の違いもあるので、相互理解を深めてくことによって、その辺が少しでも少なくなればと考えております。

<委員>

多分、私たちの思いやりというような考え方ではなく、彼らは利益第一でやってくる。もう少し策が必要なのではないかと思う。ここに書く、書かないは別として。

<事務局>

保健所では、旅館業法に当てはまらないけれども、民泊の制度をつくって環境をまず整えてもらうということと、近隣への周知や注意事項等をしっかりと示しているところです。

もっと規制をすべきという意見もありますが、多文化共生指針の中にあるように、相互に文化を理解しあうといった視点から、区では色々な研修、講習会等の必要性の検討や取組みもしており、区民、行政の意識の啓発からはじめていこうとなっております。

多文化共生指針が、機能することが重要なと思います。ただし、持ち主、不動産の方、近隣の方々のスピード感を持ってすぐにでも規制してほしいという気持ちもわかるのですが、住宅マスタープランの中では、このような書き方で、多文化共生指針と平行し、連携させていただきたいと思います。

<委員長>

ただ、今話を聞いていると、「日本人の感覚としてお互いが理解して解決するだろうと思いたい」が、「そうはいかない」という発言だと思うので、新たな社会情勢の対応というところは、まだ、国でも方針が出ていないものに対し、一つコメントをしておくというところで、「②グローバル化に伴う外国人居住の増加」について「お互いが認め合いましょう」と柔らかく書いてあるが、そういう中で双方が暮らしやすくなるために、トラブルへの対応を考えておくだとか、トラブルという言葉が入っても良いのではないかと思う。

トラブルが起きていることは事実なので、お互いが理解して解決しようとするだけではなく、トラブルが起きた時にどう解決するのかということも考えていかなければならない。そういった記述を一言入れても良いのかなと思う。

<委員>

うちの町会で、すでにトラブルが起きていて、売りに出た3階建ての家の持ち主は上海にいて、管理人は近所にいない。民泊というような形で住んでいるのですが、ごみの問題、ごみ出しの問題でトラブルがすでに起きている。

また、空いている駐車場に勝手に停めてしまう等のトラブルになっている。警察も動いて、防犯カメラなども設置しましたが、そういう時はおとなしくじっとして、カメラを撤去したら、またトラブルが起きてしまう。民泊なので人が、入れ替り立ち替りなわけです。

地域としては困るというのが実態で、子どもや女性が怖がっている。中国人の方は大きな声で騒ぐ、団体が動くところがあるので、その辺が怖いとか。すでにトラブルは起きていると思います。

<委員長>

声が大きいか、お互いの理解で解消できる場所もあるとは思いますが、それこそ言われた、持

ち主が上海にいて、そういう理解とかの問題が解決できないということもあり、トラブルが起こってしまうと思う。だから、そういうトラブルというのは、必ず外国の方であるということではないものの、増えているということが事実で、トラブルに対応するというような言い方は出てきてもいいのかなと思います。

<委員>

持ち主がそういう状況に出てくる場合には問題にはならないが、結局責任のところを追及すると、居ない、もう中国に帰っているとされてしまう。

<委員長>

本編で記載をできればと思うのですが、ある程度、その辺りに対してどうするのかというのがまだ明確でないだろうし、新たな社会情勢のところで、もう少し書いてもらうこともできるのではないかな。

<事務局>

そもそも民泊というのは、この住宅マスタープランの住まい方に入るのかということが、疑問です。これは、ホテルや旅館のように寝泊まりをするだけのものです。住まいという形で生活をするところではない。それが庁内でも議論になり、ライフスタイルの急激な変化、民泊を含めてすべて住まうということはどうなのだろうかと思うところです。今も委員長からの指摘がありましたが、民泊を外して新たな住まい方というよりも住宅を取り巻くような情勢、そういったところでの記述が可能だと思う。住まい方は、こうした住宅ストックの活用が見受けられるなど留意事項の記述ができるのではないかな。

庁内でも議論にさせていただき、整理させていただきたいと思います。ただ住宅ではないけれども、住宅地にも民泊は設置可能なので、住宅環境の一部という意味でとらえると、あながち除外するものではないだろうと思う。実際区民に色々な問題が生じている訳ですから。

<委員>

今、民泊について住宅マスタープランに入るのかということですが、根本的なことで、これは商売ですから、住宅と関係があるのかと思います。

そしてもう一つあるのが、これってご近所トラブルの話なので、区が対応しなければならないものなのか、というのが私の心の中にあります。これを町内会だとか色々なところで問題提起をしていただいて、上海の問題もありましたが、それをいちいち区で対応していただらなければいけないと思います。防御策を自分たちで、町内会なりご近所さんなりが持っていなければならない。

例えば、私が9年間海外に住んでいたとき、隣と隣に中国人が住んでいました。ではどういう対応をしたかということと直接話すということしかできない。それを私が区や町に対応してくださいといっても何もしてくれません。もうご近所の問題でしょう、となる話。

付き合いがあったので大家さんのもとに話に行けば、大家さんが直接その方と、または遠くにいる親御さんと連絡を取って話をする。そういう考え方だと思うので、住宅マスタープランとも少し話がかけ離れているかなと思っています。

<委員長>

「トラブルが極力起こらないようにする」という行政の施策などは、あるのかなとは思う。

<委員>

概念的な部分も記載するというので、議論の対象としたい内容について記載するととらえていたので。そここのところで、初めからトラブルと書くのはどうなのかなと思い、私は引かなかった。

<委員>

本来、民泊に管理人を置くというのは規定にあるはず。例えば、外国に居住している方とかが所有者だとしても、管理人がいれば連絡を入れられるはずだと思うのが、ただそれを彼らは守っていない。それが問題である。法令重視ということを手前にして、区が改善するのは無理だと思うが、なるべくできることはして欲しい。ご近所トラブルは、今まで平穩に暮らしていた近所で突如出てくるから、注意喚起ということでは言わせていただきました。

<事務局>

住環境づくりというところについて、検討事項を記述することは何も気にならないかなと思っていますので、トラブルを書き込むかはわかりませんが、やはり周辺環境、住民のコミュニケーションが大事だと思います。注意喚起的なもので問題のないことだと思いますので。ただ、住宅マスタープランで民泊を扱うのかという点は、基本的なところから書くべきだったと思います。民泊というのはやはり新たな時代の変化だととらえておりますので、何か入れていただくと。ただし、住宅マスタープランが突合するかは別物だと思いますが。これについては気になっていたところですので、何とか整理ができたかなと思います。よろしくお願いたします。

<委員>

改めて見るとこの計画の中で、最重要課題が地域のきずなづくりとなっている。地域のきずなづくりが最重要課題というが、やはり地域の活動の町会、自治会を含めそういうものが薄いと思う。実態として、区は町会の実態が分かっているのかなと感じる。区からの色々な要請とか行動もありますが、警察、消防、赤十字、社協からもある。町会でやっていることは区からというだけではない。

そして高齢化しててなり手がいない。共稼ぎ夫婦も増え、専業主婦が今まで担っていたが出来なくなってきている。そこを感じているため、私のなかでは絵に描いた餅のような感じです。

先日の台風で危ないとなった時に、地域はごたごたしました。結局、住民は役員や町会長などにどうしたらいいのかという話になる。住宅マスタープランですから、大きな意味の方向性として良いが、漠然としすぎて、何を誰がどうするのかということが全く分からないなと感じる。

<事務局>

地域のきずなづくりは、区民にとって住みやすい環境として地域の人との関わりがあるところの方が住環境として住みやすいのではないかという思いを P66 の中では書かせていただきました。具体的に何をやったらいいのかということまで、なかなか住宅マスタープランの中では書き込んでいないというのが事実ですし、良い住環境をつくっていくためにはこういうことが大事だという方向性はこういう形でお示しができるかなと。

<委員長>

きずなづくりは、最重要課題であるべきだと思いますし、住宅マスタープランだとどうしても住宅の

ハード面をベースにしながらかえていくというところがあるので、まちづくり方針みたいなところでは、もう少し具体的に書いて欲しいなと思います。他の福祉の方でもやっぱりそういうような、全体的に掘り込ませていくのかなと思うので、その辺りはまちづくりの計画に記載されているかと思います。区はまちづくりのマスタープランの方針はあるのですか。そういうところで違いが書かれていて、施策があるといいなと思います。

<委員>

結局、町会、自治会は疲弊しているというか。逆に、地域でのきずながない方が良いと思っている人も増えてきて、特に若い世代は。多様化してきている。

<委員長>

谷中では、古い人のコミュニティと、新しい人のコミュニティが少し関わらながらも、それぞれ独立してやっている。

<事務局>

P66 をご覧いただきたい。住宅マスタープランを進めるに当たって、区全体の力をもって進めていくという意味では、地域の円卓会議だとか加入促進といったところを捉えてやっているわけです。そういう意味では、P55 地域のきずなづくりの推進のところでは 3 行にしか書いてないのですが、そこは庁内全体の取組みとして進めていくと。

その具体的なものが P66 にありますというところをご紹介しますという形になります。

今、先生がとても重要だといったように、きずなというのは地域コミュニティの形成という問題にもつながりますので、そのように理解しています。

<委員>

漠然と思うのは、町会長、自治会長の個性、一人の個性で結構変わってしまう。そういうものがある。だから、もう少し民主的な仕組みがないと変わらないのではないかなと感じる。

<委員>

商店街にも、新規出店する方が加盟しない。私たちも高齢になっていって、活動レベルがどんどん落ちていってしまう。同じような悩みで、地域のリーダーシップというのは本当に大変。仕方がないことであり、永遠の課題と感じている。

<委員長>

一つは先ほど P61、スターハウスが新しくなったところで、スターハウスをここに載せるのか。どんなものがスターハウスなのかを知らない方のために、写真等を載せるとよいのではないか。いまあるこの写真がスターハウスだと思う方もいると思うので。並列させるとか、後ろの用語のところスターハウスのことを書くとか。私自身はこういうのが好きだから、こういう文化を大事にしたいと思います。

以前解決したと思うのですが、ちょっと気になっていて、障害者という言葉で「害」を漢字で使わないと決めている自治体も多いなか、みんなが共通して理解できるこのワードを使うのは良いのですが、漢字の使い方に対して、使い方の共通認識があればそれに合わせるべきだと感じます。

<委員>

言葉については、区では統一して使っておりまして、今の表記で使っています。

<委員長>

区としてそれは問題ないのですね。それであればそれでよいです。しかし、他の自治体では結構気にしているところもあるかと思います。

<委員>

ひらがな表記や“障害者”を表記としているところもあると思いますが、北区では統一しています。

<委員長>

パブリックコメントの意見提出者数が、8人というのは少ないかなという気がします。結果なので仕方がないのですが、パブリックコメントの内容修正箇所というのが1個しかなくていいのかというのが思うところです。僕もパブリックコメントを出すことがあるのですが、その時に反応してくれないから出す気にもならない。いくら言ってもどうせ無駄でしょ、とか、こういった形式でやっているのでしょというような風になると、だんだん出す人も減っていく。だから中に書けることもまだあるのではないかと、直していけるところがあるのではないかと。

今回の新しい社会情勢に対応というのを入れているので、本編をいじることは難しいので、この中で対応できるところも出ているのかなと思います。

資料の中でパブリックコメント全体に多く感じたのは、高層マンションに対する危機感というものがあるのかなと感じられた。P86・P87の新たな社会情勢への対応というところが6項目なのですが、もう一項目増やして何か、タワーマンション等の高層建築物の増加に対し、コメントを入れてもいいのかなと思います。その辺りは、国もそこまで対応していないので出すのは難しいことだと思うのですが、現実的には江戸川区などの高層マンションを見て、インフラが追いついていないだとか、至らない点があったり、ビル風であったり、修繕問題などが含まれています。

具体的にそういう項目を挙げなくてもいいと思うのですが、北区の赤羽などは住宅地として非常に注目されていて、高層マンションが林立している可能性がある中で、そういうことが予想され、それに伴う新しい課題が生まれるということで、その対応が必要となりますと、挙げておくことがあってもいいのではないかと思う。

<委員>

やっぱり、十条とか赤羽の再開発、民間のマンションではなくて再開発に対する地域の住民の不安の表れだと思う。個別に具体的な説明が足りない。話だけはどんどん出て、具体的なものがないから。

たとえば、大日本印刷の跡地が売りに出たので、もうすでに住友不動産とかが動いているとなると、それだけで皆、高層マンションが建ってしまうのではないかと不安になってしまう。そういう不安のあらわれが、パブリックコメントに出てきていると思う。

<委員長>

一言入れることで、逆に区の方としても住宅マスタープランでこういうことが言われているということが、何か動きやすくなることがあれば、そのためにも入れておいた方がいいのかなとは思う。あとは、

先ほど言っていたように、出している人に対し、パブリックコメントに反映されたとすることも重要である。

<委員>

神戸市は規制をかけるということになったし、知り合いの話だと、品川の高層マンションは全然売れなくなってしまったという話もある。そういう意味で武蔵小杉の件もあるから、今は、高層マンションに対して批判もある。市場理論でそういうのが広まり、売れなくなっていけばタワーマンションも減っていくのかなと思います。その辺は区としてどうかかわっていくのか、方針として必要かなと。

<委員長>

方針までなかなか出せない状況ですが、「そういう方針を考えていかなければならない」、「対応を考える必要があるのではないか」ということを記載しても良いのではないかと。

P2 の最初にそういうところが反映しているのかなと。個別に対する答えでもあるし、高層の建物に対しての意見は他にもあったので、そういうところは、あってもいいのかなと思います。

<事務局>

タワーマンションという定義はないのですが、高層マンション、高層住宅に対しての視点は都市計画マスタープランの中で記述しております。60m を超えるものについては、空地を多くとるとか、壁面後退をするだとか、そういった地域への貢献を行う計画に誘導するよう都市計画マスタープランの中で記述をしています。

住宅マスタープランの中で高層マンションについてどんな書き方ができるのかなとイメージをしますと、やはり、周囲の環境との調和といったファジーなことの記載となるのではないかと。規制ではありませんので、そういう示唆をすることができるのかなと考えています。ただ、土地利用に関しましては、駅周辺ですとか、賑わいだとか、密集地の改善、そういった考えのもとに事業は成り立っていくという形で都市計画マスタープランの中で記述しております。考え方によっては、北区は50mまでにしなさい、60mにしましょう、といった議論があるのも事実です。

今、ご覧のとおり北区の場合、工場の跡地に担税力のある方々のマンションが建っていたり、様々な施策展開により人口が増えていたり、逆に北区のこれからの発展のことを考えると、住宅マスタープランの中で規制的なものの書き方では無く、住環境だとかを示唆するのは大切かと思えます。

住宅マスタープランと都市計画マスタープランの連携や使い分けが、必要かなと考えます。

<委員長>

僕自身、高層マンションの分譲で気になるのは、修繕の積み立てであるとか、地震が起きた時のトラブルというのが、高層であるが故に一番起きやすい問題。今後住宅が余っていくと考えると、廃墟化していくということも考えられる。住宅マスタープランの10年というスパンではなくて、50年くらいのスパンになるかもしれないのですが、高層マンションに実は大きな問題があると思っているので、その辺りは、都市計画ではなく、住宅としても問題のある建物だという危惧を持っている。そういうところがどうなっているのかなと。

<事務局>

マンションの浸水もありました。防災マンションの問題意識というのは、今回かなり出てきたのかなと思っています。P6、2行目で課題が指摘されているということは認識していると捉え、情報収集・調査・研究に努めさせて下さいとお答えさせていただきます。

<委員>

まず、このパブリックコメントを読み込むのに情報が欲しい。先ほどの対策、パブリックコメントの概要について、意見を求めた人の分母はどのくらいなのか。ご回答いただいた8名の方の地域はどこら辺なのか、ということをもっと飲み込むことかなと思いました。

<事務局>

地域関係のデータについては、今回持ってきておりません。分母については、資料にもお示ししているとおり北区はパブリックコメントをしますというPRをし、HPにも掲載いたしました。極力意見を出していただけるように区内掲示板にもパブリックコメントをしますというPRをさせていただきました。また、ワークショップに参加された方には、DMでパブリックコメントをしますのでご協力お願いいたします、という形で周知をさせていただいたのですが、結果としては8名だったということでございます。

<委員>

興味を持ってもらえていないというところから、8名という結果になってしまったと思うのです。先ほどの高層マンションの話のように、もしそこで、特定の地域、局所的に何か問題が起こる場合には、対応を考えていかなければならないのかなと思った次第です。タワーマンション対策の項目が設けられるのであれば、仮に、住宅マスタープランP32、P33にある住まい・住環境を取り巻く課題として示されている「魅力ある住環境の形成」「景観や魅力あるまちづくり」を含めて、もし項目作成をするのであれば入れ込んでいただけると嬉しいなと思います。

<事務局>

持ち帰らせていただいて、住宅マスタープランの記述と整合を図りながら、文言等を委員長と相談させていただいて、どこに記述をするか、場所についても検討させていただこうと思います。今アイデアをいただきましたので少し工夫させていただこうと思います。

<委員>

先ほど言ったところで、その8名の地域が大体わかれば、そこに問題があるのか、そうでないのかというのが見えてくると思うので、そういったメッシュを増やしていただくと参考になるのではないかなと。

<委員>

話が変わるのですが、先ほど、北区の最重要課題として「地域のきずなづくり」とありましたが、私は生協浮間支部の運営委員をやっているのですが、生協浮間支部を中心として地域のきずなづくりが活発に行われている。そういう自治会でもない商店街でもない、第3の団体による地域のきずなづくりに

対する施設の提供、そういうことができればよいと思う。何とかその辺りを住宅マスタープランで加えていただけないでしょうか。

<事務局>

北区の場合、21か所のふれあい館等を地域の方が、有意義に使っていただくことは、区としても歓迎しています。内容が、公共的なものであれば無料ということもありますので、直接住宅マスタープランで施設の提供をするという記載はありませんが、その地域のきずなづくりや地域での会合などに、使えますので、使っていただければと思います。

<委員>

浮間ふれあい館についてですが、老朽化しているということなのですが。

<事務局>

浮間ふれあい館は葬祭センターの横ですよ。北区の場合そういう施設をつくるのが早かったものだから、今、改修事業がたくさん出ている。優先順位により、順次、改修・改築等を行っておりますので。基本計画の中で、北区全体としてマネジメントしていきます。

<委員長>

住宅マスタープランで書ける限界もあるかと思います。

<委員>

私も他でパブリックコメントを書いたことがあるのですが、意見の要旨・区の考えを見ると、答えているようで答えていない、答えられないのかもしれない。書く側からすると、この考えを読むとかなり無力感があると感じられる。しょうがないと思うが、その辺がどう考えているのか。意見提出者が少ないということもあるが、潜在的に書こうとしている人は多いと思う。何回か書いて書く気が無くなってしまったという感じが多いのではないかな。

<委員長>

そういう意味で、まだ書けるなと思いました。例えばP3の住宅リノベーションの話では、新たな社会情勢の対応、持続性社会に向けた取組みの中で、ZEHというのはこのコメントに足して、「～などを促進していく」と書いてあげれば、なんか意見を出したものが反映されたのだという気持ちになる。また、水害のところも、住宅として水害に強い住宅に対しても手当してくれということも、5番の新たな課題となっている災害への対応というところでも、住宅というところで風水害に対応する住宅への支援なども今後検討すべき内容ではないかということを書ければ、なにか言ったことが反映されて出るかなという気持ちになると思います。現実それができるのか難しいところはあると思うのですが。

<委員>

区の考え方の回答を見ると、何となく無力感が増します。

<委員長>

区としては、国がどう動いてというものがあって、それに対応する形で動くような体制がある。新しいことはやりづらいというところがあるのかと思いますが、方向性を示すことができれば、何か書いている人のやる気も出るのではないかと。

<事務局>

答える前提として、ご意見をいただいている方々の問題意識について寄り添った形で、まず全体的に考える。ただし、それら細かい内容すべてが反映できませんが、「第1章の何々で記述しているところがあり」というような書き方をしています。水害のところだと、泥だし・乾燥、もっと細かい内容だと乾かないからべた基礎をやめてくださいといわれています。当然復興するときのボランティアの方々の仕事を見ていると本当に大変であり、泥だしや乾燥を考えると、それを住宅マスタープランの中で記述出来ないかという内容なのです。理解はしているが、仕様や契約といったものについては法律等で定まっており、住宅マスタープランの中では難しいと考えています。

<委員長>

そこまで細かいことについて触れてしまうと、関係ないことがあって単純に風水害に強い住宅づくりというのは必要ではないかというところは書けないかなと思う。

水害への対応というのが、どういう住宅でできるのか。色々な考え方が生じてしまうのでこの意見を汲み上げるといっても、共通して水害への対応をするという意識は、やはり荒川周辺のところでは持った方がいいというのは北区としてあるのかなと思う。

一応5番のところ、深刻な風水害が生じてきていますとしているわけだから、それに対して対応しますと書くことに繋がると思います。住宅としても、避難とか防災全体のことに対応はしているけれども、それ以降住宅に対応していないというところをこの人は言いたいのかなと思います。そこを、住宅マスタープランとしては個の住宅に対しての、支援も考えうるというところではあるのかなと思う。

<委員>

この8名の方の意見というのは、ただただただでも貴重なことだと思うので、何かしらの物を組み込んであげるといえるのは、経緯としてあっても良いのかなと思う。文章を変えろというのではなく、なにかしらのアンサーがなければこのパーセンテージがどんどん0になっていくので、興味をもっと示していただけるために、回答が何か必要かと思います。それは区が、区民に対してのふれあいの第一歩となるかもしれないので、そこは何かしらあっても良いと思います。

<委員>

パブリックコメントを取りました、という逆にアリバイづくりがいけないと思う。

<事務局>

合意形成には様々な方法があって、区域全体に掛かる内容については、結構パブリックコメントという手法が多い。そういう中で、この考え方と意見との突合ができるかというのが一つの課題です。その中で一定程度の計画内の記述で触れているものがあるけれど、ただこれではわかりにくいというところについては具体的に書いて、同じこと言っていると示す方法もある。考え方に対してそのとおりだと思

ったところは、改めて記述することが必要だと思っていますし、区から入れる、入れないという話ではなく、客観的に理解ができるところは当然反映する。

今、お話いただいたように貴重な 8 人の意見の中で、少しでもこの住宅マスタープランに関わることができたという達成感が必要かなと思うので、これについては相談させていただいて反映できるものはしていくということで、検討させていただければと思います。

<委員長>

見ていると、本編で言うと色々影響が出てくる可能性があるのですが、新たな社会情勢への対応というところで比較的入れやすいのかなと思います。その辺りに目を通していただければと思います。

また気になるのが、P4 の高齢者世帯の話なのですが、区のここの回答の最後に、高齢化社会に向けて「誰もが安心して暮らし続けることができるよう、引き続き、住宅のバリアフリー化の促進に努めてまいります。」という書き方で終わっているのですが、左の人の書いているのは、どちらかというともバリアフリーもそうだけれど、温熱環境整備ということを目を注しているの、「安心して暮らせる」というところで温熱環境整備をしますというところを意図しているかもしれないのですが、温熱環境整備ということを書けないのかと思います。バリアフリーだけでは、バリアフリーと温熱環境整備は違う意味合いがあるので、その判断がどうなるのかなと感じます。質問した人にとっては、かわされた感じがある文章になっているのではないかと思います。

<事務局>

この温熱環境整備を書いた方が言いたかったことは、ヒートショック的なことであり、そういうものを含めたバリアフリーということで回答の方をさせていただきました。

<委員長>

書いている人が温熱環境という言葉重視しており、バリアフリーという言葉でまとめて言える感じがしない。

<事務局>

若い人中心の生活だけでは、なかなかヒートショックは考えられない。これからはそういう方々も高齢になっていくわけだから、温熱環境がバリアにならないようヒートショックが出ないようにといった意味で、バリアフリーという言葉を使っているのではないかと。

<委員長>

それならば、誰もが良好に生活できる温熱環境整備も含んだ、と冒頭で示した方がよいのではないかと。

<事務局>

その部分を主語に取った方が良いですね。

<委員長>

目的部分を先に示した方が、良いと思う。バリアフリーって一般的にはスロープをつけたり、手すりをつけたりということの印象が強いと考えています。

<事務局>

ヒートショックについては、補助金・予算を出していないが、上にある温熱環境に係る改修というものは今までに実績がある。ヒートショックの対応についての助成等についてはまだやっていない。

今後、これらを含め我々は促進してまいります、という記述がもしかしたら必要かもしれないですね。

<委員長>

パブリックコメントを出した側からするとよいのではと考えます。

あともう一つ質問なのですが、P5 下から2つ目、コンパクトシティについてですが、コンパクトシティというと、もう少し地方的なところをイメージするのですが、北区としてもコンパクトシティの形成をする必要があるというのは、これは、そういう考え方があると理解して良いのですか。

<事務局>

都市計画マスタープランでは、コンパクトシティとして、規模が小さいというのではなくて、高機能にしていくというような地域の方針を示しています。

<委員長>

都市計画マスタープランの内容については、まだわかっていなかったことなので、ありがとうございました。私の方で気になった点は以上です。パブリックコメントをできるだけ、無理のない程度でくんでいく必要があると考えます。

<委員>

P4 北区の最重要課題について、今高齢化している中で何が大変かということ、2番の子育て世代の若年層、これが一手かなと思うので、この書き方は良いなと思いました。

高齢者の対応はだいぶ手厚くなってきた、これはないとやっていけないと思うので、こういう方針は良いかなと思った。

あと、地域のきずなづくりというところで、タワーマンションとかになってしまうが、高層が入ると単身者の方が多くなるのですが、必ずまたきずながなくなってしまうという課題があります。

色々な項目をパブリックコメントによって指摘されていますが、ここで課題を入れすぎるのは、具体策と連動しないところが沢山あって、そういったところも見据えながらこれをつくっていただけたらありがたいと思う。ただ、先ほどあったとおりパブリックコメントの返事という面で言うと、「わかってますよ」というのは伝えてほしい。

また、きずなづくりで思うのは、URは団地の中で動いているので、色々な施策があると大家として関わりやすいため色々なことができる。ただ、最終的には住民の方にやって欲しいので、URは当然手を放そうとして、補助金を出して、URは離れていくのですが、必ず壊れてしまう。

持続可能というところに対して、どうするのかというのはなかなか書ききれていないし、書けないのかなと思うのですが、そういった課題があるということを確認していただかないといけないのかなと思いました。

<委員>

うちの町内で去年孤独死した方が3人くらいいた。今日も高齢のおばあさんが一人倒れていて、運ば

れた。一人暮らしの老人の対策というのが、高齢化でも家族といればよいのですが、一人住まいというのは問題ですよね。子どもがいても一緒に住まない、一緒に住めない、亡くなってしまうと大体みんな売る。若い人がかえって来ない。

そういう意味で一人暮らしの高齢者の対応は難しいと思うのですが、ますます増えると思うので、その辺をどうするのか。個人の財産だから難しいとは思いますが。

<委員>

一人暮らしの高齢者については、地域の方にご協力いただいて見守り等を行っているわけですが、地域や人とつながっている人はまだしも、つながりを自らシャットアウトする方もいらっしゃるのので、いかに色々なチャンネルを使って高齢者一人暮らしとコンタクトするか、区だけではできませんので、色々な機関と協力して粘り強くやっていく必要があるのかなと思います。高齢者一人暮らしは、これからどんどん増えていくと思うのですが、多くの人に関わって、進めていく必要があると思っています。区の最重要課題「地域のきずなづくり」ですが、つながりを常に広げて何にもつながりがない方にどうにか接点を求めていくのか、そういったことを努力しているというところです。

<委員>

見守り活動は、うちの地域では民生委員がやっています。ですが民生委員は、もうすでに高齢化している。もうなり手がいない。民生委員もかなり深刻で年齢制限もありますから。見守りも良いのですが、実態としてはかなり厳しい。

<委員>

おっしゃるとおりで、民生委員の方も高齢化があるためなり手がなかなかいない。できれば若い人に何らかのかかわりを持っていただけたら。

<委員>

民生委員も誰でもよいというわけでもない。私やります。という人にやらせるわけにもいかない。そこは難しい。

<委員>

そこも課題だと思って取り組んでおります。

<委員>

民生委員は疲弊している。疲れ果てて辞めたいといっている人もいる。

<委員長>

IoT というかそういうものを使って、監視されている感じがして嫌な人もいると思うけど、そういうのも必要になるのかもしれない。

<委員>

ポットを使うと安否がわかるという家電もある。

<委員>

結論に至るには、やっぱり触れ合わないといけないですし、触れ合う場をどうやって設けていくか、住宅とはかけ離れてしまうのですが、人と人がリアルに繋がるでも良いですし、バーチャルで先ほどいわれていたような、グーグルの音声の機械で誰かと誰かを繋げるというものをつくれば、建物ができていけば、少しでもきずなになると思いますが。きずなというのは物凄いはるか先の話だと思いますので、触れ合う場を誰がどうやって企画するのか、住宅マスタープランで取り扱う予定はないですが、その下で実行動としてどう動かしていくのかということが、全部繋がっていかないと、きずなには結びつかないとは思いますが。

ただ、その進め方が難しいと感じます。マンションだと組合がいますけど、全く出てこない、きずなを求めている人もいますし、きずなを求めている方に対しては積極的にやっていますから、つくりたい人、つくりたくない人は、はっきり分かれていますから、それはそれで共生できないことだと思うので、参加者数の総数を増やすには機会を増やし、そのためには触れ合う場所を提供するということだけだと思うので、そこをどう積極的にやっていくかということだけだと思います。

<委員長>

台東区の谷中地域では、若い人達のカフェを中心としたワークが出来ていて、そこで何か遊んでいると割と年寄りの人も参加するようなこともあって、必ずしも年寄りのネットワークをつくるだけではなくて、若い世代のネットワークができると、引きずられて参加する人もいたりするので、そこも一つあるのかなと。年寄りだけ集まりって嫌がる人も多いから、少し若い人がいる中に入るとするのが良いのかなと。

<委員>

若い子もチャレンジして良いし、年配の方もチャレンジしなければならない。

<委員長>

これでご意見の方よろしいでしょうか。次回審議会の方に訂正も多少あると思いますが、まとめて出させていただきます。最終的に2月7日の、審議会の方で最終判断をするということで、よろしくお願いいたします。

最後、事務局の方からスケジュールなどを確認してください。

3 その他 令和元年度スケジュールについて

<事務局>

参考資料2をお願いします。次回、第4回目の審議会がございます。2月7日14時から14階スカイホールで予定しております。本日いただきました意見を反映させたパブリックコメントを修正してまいりたいと思います。それに関して、ご審議いただき2月中旬くらいに答申をいただけたらと思います。計画については、3月中に計画の策定をしたいと考えておりますので、最後までご協力いただけたらと思います。今後のスケジュール、ざっとではあります以上になります。

4 閉会

<事務局>

お忙しいところ、様々なご意見いただきありがとうございます。もし、今日言い足りないことがありましたら追加でも結構ですので、できれば1月27日週明けぐらいにいただけたら、多少なりとも反映できるかなと思います。本日はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。